

# 北 信 越 学 生 卓 球 連 盟 内 規

第 1 条 本内規は、北信越学生卓球連盟規約第 3 1 条に基づき、同規約を補うものとしてここに定める。

## 第 1 章 選手登録期間および競技出場資格

第 2 条 選手登録期間および競技出場資格は日本学生卓球連盟規約に準ずる。

1. 上記以外の特例が生じた場合は、理事会の同意を得て決定する。

## 第 2 章 賞 罰

第 3 条 本連盟選手で優秀な成績を収めた個人（または団体）後進の指導に功績を残した者、及び本連盟の目的達成のため著しく貢献した者に対して会長より表彰する。

1. 本連盟主催競技大会において、優秀な成績を収めた個人（または団体）に優勝、2 位、3 位、の賞状を与える。個人戦優勝者にはレプリカを与える。
2. 本連盟主催競技大会において、過去に単複においてシード選手になったことがなく、ノーシードからランク入りした選手に敢闘賞を与える。
3. 本連盟主催競技大会において、団体戦優勝に貢献した選手、またはこれと同等の活躍をした選手に殊勲賞を与える。
4. 全日本大学総合卓球選手権大会（団体の部・個人の部）、全日本学生選抜卓球選手権大会においてランキング入りをした選手、団体及び春季、夏季、秋季の大会において、2 年間で優勝を 5 回（ただし 2 年間のとり方は自由とする）に達した個人（または組、団体）を特別表彰する。

第 4 条 加盟校及び登録選手で本連盟の体面を汚し義務を怠り、その他本連盟規約及び内規に反する行為があった場合は、理事会で適当な処置を講ずる。

## 第 3 章 会 計

第 5 条 本連盟の会計は北信越学生卓球連盟会計と北信越学生卓球連盟理事会会計をおくものとする。また、それぞれに一般会計と特別会計をおく。

1. 北信越学生卓球連盟 [一般会計]

主に、各年度の大会運営および行事運営費および日本学生卓球連盟への登録費として使用する。

(1) 大会参加費

団体戦（男女別）	5, 0 0 0 円
シングルス	1, 0 0 0 円

- |  |        |
|--|--------|
| ダブルス   | 1,000円 |
| (2) 個人年度登録費  |        |
| 1個人  | 500円   |
| (3) 新規個人加盟費  |        |
| 1個人  | 300円   |
| (4) チーム年度維持費   |        |
| 1チーム(男女別)  | 6,000円 |
| (4人未満の場合)  | 3,000円 |
| (4人以上になった場合, 追加して納める)  |        |
| (5) 新規チーム加盟費   |        |
| 1チーム(男女別)  | 4,000円 |
| (4人未満の場合)  | 2,000円 |
| (4人以上になった場合, 追加して納める)  |        |
| (6) 次の各項に該当する個人は新規登録者となる。  |        |
| (I) 加盟団体に在籍し登録するのが初めての選手   |        |
| (II) 過去に経験があっても昨年度に登録されていない選手  |        |
| ※ただし、下記の場合は除く。   |        |
| 例えば1年の時に登録し、2年の時に未登録で3年の時に再登録の場合、未登録期間中に所属している団体が維持費を納めていれば、3年の時の登録は本連盟会計に限り一般登録とする。 |        |
| (7) 次の各項に該当する競技団体(または個人)は新規チームとなる。なお、同じ競技団体でも男子と女子は別団体とする。                           |        |
| (I) 過去に全く加盟経験のない競技団体(または個人)  |        |
| (II) 過去に団体加盟経験があっても大学においては3年間、短大等においては1年間の維持費を納めていない場合                               |        |

## 2. 北信越学生卓球連盟〔特別会計〕

主に、全国大会およびイベント等の運営費として使用する。

- |                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| (1) 主幹校(新潟大学、信州大学、富山大学、福井大学、金沢大学) | 20,000円 |
| (2) 他の四年制、六年制大学                   | 10,000円 |
| (3) 短大および上記以外の学校                  | 6,000円  |
| (4) 新規チームのみによる大学                  | 無料      |
| (2年目3年目は短大扱いの6,000円とする)           |         |

## 3. 北信越学生卓球連盟理事会〔一般会計〕

主に、各年度の理事会運営費として使用する。

- |          |         |
|----------|---------|
| (1) OB会費 |         |
| 主幹校      | 20,000円 |
| 一般大学     | 10,000円 |

短期大学等	6,000円
(2) OB会個人入会費	
1個人	500円

#### 4. 北信越学生卓球連盟理事会 [特別会計]

主に、全国大会およびイベント等の運営費として使用する。

##### (1) 会費

主幹校	10,000円
一般大学	5,000円
短期大学等	3,000円
新規チームのみによる大学	無料
(2年目3年目は短大扱いの3,000円とする)	

※初年度2名の4年生大学は連盟会費として個人年度登録費1000円、新規個人加盟費600円、チーム年度維持費2,000円、新規加盟費2,000円と理事会OB会個人入会費1,000円の総合計6,600円が必要となる。2年目および3年目は短大扱いとされ、5名に増えたとして、連盟会費として個人年度登録費2,500円、チーム年度維持費6,000円、新人加盟費900円と学連特別会計6,000円、理事会OB個人入会費1,500円、OB会学校会費6,000円、理事会特別会計3,000円の総合計25,900円が必要となる。4年目以降は他の大学と同じになる。

## 第4章 競技大会

- 第6条 本連盟主催競技大会では、現行の日本卓球ルールを適用する。
- 第7条 本連盟主催大会では、協賛各社の提供によるスリスターボールを公認球とする。
- 第8条 応援はスポーツマンシップにのっとり、品位のあるものとする。
- 第9条 大会主幹校の援助金は次の通りとする。  
春季、夏季、秋季、新人 各60,000円

## 第5章 技術委員会

- 第10条 [役員] 本会は次の役員を置く。
1. 委員長 (統一ランキング男女シングルスに入った上級生の中から幹事会で決定する)
- 第11条 委員会は委員長が招集し、議長は委員長が務める。ただし、委員長はその任を、それにかかわる者に委任できる。
- 第12条 委員会の定足数を委員の3分の2とし、出席委員の過半数によって議決を行う。なお、委員が欠席する場合は委任状によって、他の代理者を出席させることができる。

第13条 委員会は次の事項をランキング規定、組合せ規定にしたがって審議決定する。

1. 統一ランキング
2. 本連盟主催の大会のランキング
3. 本連盟主催の大会の組合せ

なお、ランキング規定、組合せ規定は事業実施細則によって定める。

## 第6章 内規の改廃

第14条 本内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

## 第7章 附 則

第15条 [施行] 本内規は平成元年4月1日より実施する。

本内規は平成9年4月1日より改正する。

本内規は平成12年4月1日より改正する。

本内規は平成14年5月12日より改正する。

本内規は平成14年10月19日より改正する。

本内規は平成16年5月30日より改正する。

本内規は平成26年11月9日より改正する。